

改正 平成24年7月9日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき市民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民投票の執行等)

第2条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第3条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた市民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者名簿の作成)

第4条 選挙管理委員会は、条例第17条第1項に規定する投票資格者名簿（成年被後見人を除く。以下同じ。）を作成及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿の作成は、小金井市が執行する選挙において使用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第4章に規定する選挙人名簿に準ずる形式によるものとする。

3 投票資格者名簿には、条例第17条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）の氏名、住所、生年月日及び性別を記載（第5項の規定により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をもって作成する投票資格者名簿にあつては、記録）しなければならない。

4 投票資格者名簿は、第25条第1項に規定する投票区ごとに編製する。

5 投票資格者名簿は、電磁的記録をもって作成することができる。

(登録)

第5条 投票資格者名簿の登録は、第12条第1項に規定する申請があつた場合及び市民投票を実施する場合に行うものとする。

2 選挙管理委員会は、第12条第1項に規定する申請があつた場合においては、当該申請を受けた日現在により、投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。

3 選挙管理委員会は、市民投票を実施する場合においては、第22条第2項の規定による告示の日の前日（投票資格者名簿に登録される資格のうち投票資格者の年齢については、条例第19条第2項に規定する市民投票の期日（以下「投票日」という。））現在により、投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。

4 選挙管理委員会は、前3項の規定により投票資格者を投票資格者名簿に登録したときは、直ちに被登録者の総数を告示しなければならない。

一部改正〔平成24年規則48号〕

(閲覧)

第6条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による登録を行った場合は、告示の日に、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を当該登録した者（代理人を含む。）の閲覧（当該登録した者の当該部分に限る。）に供しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の閲覧開始の日の3日前までに、閲覧の場所を告示しなければならない。

一部改正〔平成24年規則48号〕

(異議の申出)

第7条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、前条第1項の閲覧期間内に選挙管理委員会に対し、文書で異議を申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、申出を受けた日から3日以内に当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、申出が正当であると決定した

ときは、申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により投票資格者名簿の登録もしくは抹消を行い、又は投票資格者に該当しない旨の決定をしたときは、書面により異議の申出人に通知しなければならない。

(投票資格者名簿への補正登録)

第8条 選挙管理委員会は、第5条の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票資格者名簿の訂正)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者に関する記載内容(第4条第5項の規定により電磁的記録をもって投票資格者名簿を作成する場合にあっては、記録内容)に変更があったこと、又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載又は記録の内容の修正又は訂正をしなければならない。

(投票資格者名簿の抹消)

第10条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。

(1) 死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知ったとき。

(2) 登録時において登録の要件を満たしていなかったことを知ったとき。

全部改正〔平成24年規則48号〕

(市民投票の形式)

第11条 市民投票に付そうとする事項については、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

(代表者証明書の交付申請)

第12条 条例第18条第1項の規定により市民投票の実施を請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、市民投票請求代表者証明書交付申請書(様式第1号)により、市長に対し、市民投票請求代表者証明書(様式第2号。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第18条第2項の規定により請求の趣旨(1,000字以内)その他必要な事項を記載した市民投票請求書(様式第3号。以下「市民投票請求書」という。)を添付しなければならない。

3 第1項の申請があった場合において、市長は、市民投票請求書に記載された請求が適法な方式又は内容を欠いていると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。ただし、条例第18条第3項ただし書に該当すると認めるときは、当該申請を却下しなければならない。

4 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、市長は第1項の申請を却下しなければならない。

(代表者証明書の交付等)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条第3項ただし書の規定により却下した場合を除き、選挙管理委員会に対し当該申請者が投票資格者名簿に登録された者であるか否かの確認を求め、登録が確認されたときは、当該申請者に対し代表者証明書を交付し、かつ、次に掲げる事項について告示しなければならない。

(1) 代表者証明書を交付した旨

(2) 代表者証明書の交付年月日

(3) 請求代表者の住所及び氏名

(4) 市民投票の請求に必要な署名数

(署名収集の方法等)

第14条 請求代表者は、市民投票請求署名簿(様式第4号。以下「署名簿」という。)に市民投票請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、署名(視覚障害者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に規定する点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)、押印その他の署名簿に掲げる事項の記載(以下「署名及び押印」という。)

を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、投票資格者に委任して、署名及び押印を求めることができる。この場合において、請求代表者は、市民投票請求署名収集委任状（様式第5号。以下「委任状」という。）を当該委任する者に交付しなければならない。
- 3 請求代表者は、前項の規定により署名収集を委任したときは、市民投票請求署名収集委任届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定により署名収集を委任された者は、署名簿に市民投票請求書又はその写し、代表者証明書又はその写し及び委任状を付して、投票資格者に対し署名及び押印を求めなければならない。
- 5 小金井市の区域内で衆議院議員もしくは参議院議員の選挙、東京都の議会の議員もしくは東京都知事の選挙又は小金井市の議会の議員もしくは小金井市長の選挙が行われるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、署名及び押印を求めることができない。
- 6 署名及び押印は、前条の告示のあった日から31日以内（前項の規定により署名及び押印を求めることができなくなる期間がある場合においては、当該期間を除き前条に規定する告示のあった日から31日以内）に限り、これを求めることができる。

（署名簿の提出）

第15条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者（以下「署名者」という。）の数が第13条の規定により告示した市民投票の請求に必要な署名数以上に達したときは、当該署名簿を前条第6項に規定する期間満了の日の翌日から5日以内に、選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項に規定する期間の経過後に署名簿の提出がなされたときは、これを却下するものとする。

（署名及び押印の取消し）

第16条 署名者は、請求代表者が前条第1項の規定により署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

（署名簿の審査及び署名の証明）

第17条 選挙管理委員会は、第15条第1項の規定による署名簿の提出を受けたときは、当該提出があった日の翌日から起算して20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、そのいずれかを有効と決定しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、署名審査録を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第、無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに署名者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定をした場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、前項の署名簿の縦覧の期間及び場所についてあらかじめ告示しなければならない。
- 6 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は第4項に規定する縦覧期間内に、文書で選挙管理委員会に申し出ることができる。
- 7 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を異議の申出人及び異議の申出に係る関係人に通知し、併せてこれを告示し、その異議の申出を正当でないと決定したときは直ちにその旨を異議の申出人に通知しなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、前項の規定による証明の修正を行う場合においては、その修正が異議の申出に係る決定に基づく旨、異議の申出人の氏名及び異議の申出に係る決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。
- 9 選挙管理委員会は、第4項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は第7項の規定によるすべての異議の申出に係る決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示す

るとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

10 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

(署名の効力等)

第18条 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) この規則に規定する手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

2 前条第6項の規定により詐欺又は脅迫に基づく旨の異議の申出があった署名で選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

3 選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(市民投票の請求)

第19条 条例第18条第1項の規定による請求は、請求代表者が第17条第9項の規定により署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市民投票請求書に第13条の規定により告示された市民投票の請求に必要な署名数以上の投票資格者の有効署名があることを証明する書面及び署名簿を添付して行わなければならない。

(請求の却下及び補正)

第20条 前条の請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第13条第4号に規定する署名数に達しないとき、又は前条に規定する期間を経過しているときは、市長は、これを却下するものとする。

2 前条の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、市長は、3日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

3 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその期限までに補正をしないときは、市長は、前条の請求を却下するものとする。

(投票の実施の告示等)

第21条 条例第19条第1項に規定する告示の内容は、市民投票を実施する旨、市民投票に付する事項その他必要な事項とする。

2 市長は、条例第19条第1項の規定により告示をしたときは、請求代表者にその旨を通知しなければならない。

(市民投票の投票日)

第22条 投票日に、衆議院議員もしくは参議院議員の選挙、東京都の議会の議員もしくは東京都知事の選挙又は小金井市の議会の議員もしくは小金井市長の選挙が行われるときは、投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、条例第19条第2項の規定により投票日を定めたときは、投票日の10日前までに当該投票日を告示しなければならない。前項の規定により投票日を変更したときも、同様とする。

(情報の提供)

第23条 条例第20条に規定する情報の提供は、市報こがねい及び市ホームページへの掲載その他の適当な方法により行う。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ情報提供のための施策を行うことができる。

(投票運動)

第24条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票区及び開票区)

第25条 投票区は、公職選挙法第17条第2項の規定により設けられた投票区とする。

2 開票区は、市の区域とする。

(投票管理者)

第26条 選挙管理委員会は、投票所ごとに投票管理者を置く。

2 投票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもってこれに充てる。

3 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

4 投票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(投票立会人)

第27条 選挙管理委員会は、市民投票ごとに、各投票区における投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

(投票所)

第28条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票の方法等)

第29条 市民投票の投票を行う投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 市民投票の投票は、投票用紙に印刷された第21条第1項の告示に記載された市民投票に付する事項に対する賛否等を自書して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

3 市民投票は、1人1票の秘密投票とする。

4 第2項の投票用紙は、小金井市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会規程第1号）第16条に規定する様式第1号に準じて作成しなければならない。

(期日前投票)

第30条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票を行うことができる。

2 期日前投票を行う場合の実施方法は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに小金井市選挙執行規程の規定の例による。

(投票録の作成)

第31条 期日前投票における投票管理者は、市民投票期日前投票所投票録（様式第7号）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 投票管理者は、市民投票投票所投票録（様式第8号）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(不在者投票)

第32条 投票資格者は、第29条の規定にかかわらず、不在者投票を行うことができる。

(開票管理者)

第33条 開票所ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

4 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票立会人の選定)

第34条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上6人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

2 請求代表者は、3人を超えない範囲で、前項の開票立会人を推薦することができる。

(開票録の作成)

第35条 開票管理者は、市民投票開票所開票録（様式第9号）を作成し、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票結果の告示)

第36条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは様式第10号により投票の結果の告示を行うとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を請求代表者に通知しなければならない。

(投票及び開票)

第37条 第2条から前条までに規定するもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則並びに小金井市選挙執行規程の規定の例による。

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成24年7月9日規則第48号）
この規則は、平成24年7月9日から施行する。